

令和6年6月28日

宍粟市議会規程第1号

第1条 宍粟市議会議員政治倫理条例施行規程（平成24年宍粟市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<u>(少額の契約)</u> <u>第2条 条例第4条第1項ただし書に規定する規程に定める少額の契約とは、次に定める契約とする。</u> (1) <u>1件の予定価格が130万円以下の工事又は製造の請負</u> (2) <u>1件の予定価格が80万円以下の財産の買入れ</u> (3) <u>1件の予定価格（予定賃借料の年額又は総額）が40万円以下の物件の借入れ</u> (4) <u>1件の予定価格が30万円以下の財産の売払い</u> (5) <u>1件の予定価格（予定賃貸料の年額又は総額）が30万円以下の物件の貸付け</u> (6) <u>その他1件の予定価格が50万円以下の契約</u> <u>(請負契約等の辞退届)</u>	[削除]
<u>第3条 条例第4条第3項の規定による提出は、請負契約等辞退届（様式第1号）により提出するものとする。</u> <u>(兼業報告書)</u>	[削除]
<u>第4条 条例第5条第1項の規定による提出は、兼業報告書（様式第2号）によるものとする。</u>	(兼業報告書) <u>第2条 条例第5条第1項の規定による提出は、兼業報告書（様式第1号）により行うものとする。</u>

改 正 前	改 正 後
2 <u>同条第2項</u>の規定による提出は、<u>兼業変更報告書（様式第3号）</u>によるものとする。 （調査請求の手続） <u>第5条</u> <u>条例第8条第1項</u>の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、政治倫理調査請求書（<u>様式第4号</u>）に、政治倫理調査請求署名簿（<u>様式第5号</u>）及び政治倫理基準等に違反する疑いのある事実を証する資料を添えて行うものとする。 [2・3 略] （調査請求要件の審査） <u>第6条</u> 議長は、<u>条例第8条第1項</u>の規定により市民から調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認を求めるものとする。 [2・3 略] 4 議長は、第2項の規定により調査請求を却下したときは、請求代表者に、政治倫理調査請求却下通知書（<u>様式第6号</u>）により通知するものとする。 （付託通知） <u>第7条</u> [略] （釈明機会の請求） <u>第8条</u> 審査の対象となった議員は、<u>条例第11条</u>の規定により、審査会に対して釈明の機会を求めるときは、釈明機会請求書（<u>様式第7号</u>）により行うものとする。 （審査結果の写しの送付） <u>第9条</u> <u>審査結果</u>は、議長が請求代表者及び審査の対象となった議員に対し、その写しを送付するものとする。 （審査結果の公表） <u>第10条</u> <u>審査結果</u>の要旨の公表は、市のホームページに掲載すること等により	2 <u>条例第5条第2項</u>の規定による提出は、<u>兼業変更報告書（様式第2号）</u>により行うものとする。 （調査請求の手続） <u>第3条</u> <u>条例第6条</u>の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、政治倫理調査請求書（<u>様式第3号</u>）に、政治倫理調査請求署名簿（<u>様式第4号</u>）及び政治倫理基準等に違反する疑いのある事実を証する資料を添えて行うものとする。 [2・3 略] （調査請求要件の審査） <u>第4条</u> 議長は、<u>条例第6条</u>の規定により市民から調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認を求めるものとする。 [2・3 略] 4 議長は、第2項の規定により調査請求を却下したときは、請求代表者に、政治倫理調査請求却下通知書（<u>様式第5号</u>）により通知するものとする。 （付託通知） <u>第5条</u> [略] （釈明機会の請求） <u>第6条</u> 審査の対象となった議員は、<u>条例第10条</u>の規定により、審査会に対して釈明の機会を求めるときは、釈明機会請求書（<u>様式第6号</u>）により行うものとする。 （調査及び審査結果の写しの送付） <u>第7条</u> <u>調査及び審査結果</u>は、議長が請求代表者及び審査の対象となった議員に対し、その写しを送付するものとする。 （調査及び審査結果の公表） <u>第8条</u> <u>調査及び審査結果</u>の要旨の公表は、市のホームページに掲載すること

改 正 前	改 正 後
行うものとする。 （説明会の開催） <u>第11条</u> 議長は、条例第13条第1項の規定により説明会を開くときは、開催の日及び場所その他必要な事項を定め、市のホームページ等に掲載し広報に努めるものとする。 [2・3 略] （委任） <u>第12条</u> [略]	等により行うものとする。 （説明会の開催） <u>第9条</u> 議長は、条例第12条第1項の規定により説明会を開くときは、開催の日及び場所その他必要な事項を定め、市のホームページ等に掲載し広報に努めるものとする。 [2・3 略] （委任） <u>第10条</u> [略]

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。

様式第1号を削り、様式第2号中「第4条第1項」を「第2条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第4条第2項」を「第2条第2項」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第5条」を「第3条」に、「第8条第1項」を「第6条」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第5条」を「第3条」に、「第8条第1項」を「第6条」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第6条」を「第4条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第8条」を「第6条」に、「第11条」を「第10条」に改め、同様式を様式第6号とする。

第2条 宍粟市議会議員政治倫理条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
[追加]	<u>（請負状況等報告書及び訂正）</u> <u>第2条</u> 条例第5条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行うものとする。 <u>2</u> 条例第5条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行うものとする。 <u>3</u> 議長は、条例第5条第3項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分をよむことができるように字体を残さなければなら

改 正 前	改 正 後
[追加] (兼業報告書) 第2条 条例第5条第1項の規定による提出は、兼業報告書（様式第1号）により行うものとする。 2 条例第5条第2項の規定による提出は、兼業変更報告書（様式第2号）により行うものとする。 (調査請求の手続) 第3条 条例第6条の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、政治倫理調査請求書（様式第3号）に、政治倫理調査請求署名簿（様式第4号）及び政治倫理基準等に違反する疑いのある事実を証する資料を添えて行うものとする。 [2・3 略] (調査請求要件の審査) 第4条 議長は、条例第6条の規定により市民から調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民が選挙人名簿に	<u>ない。</u> <u>（報告等の閲覧）</u> 第3条 条例第6条第2項の規定による閲覧は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間内にすることができる。 2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。 3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項によって指定する場所以外に持ち出すことができない。 4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。 (兼業報告書) 第4条 条例第7条第1項の規定による提出は、兼業報告書（様式第3号）により行うものとする。 2 条例第7条第2項の規定による提出は、兼業変更報告書（様式第4号）により行うものとする。 (調査請求の手続) 第5条 条例第8条の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、政治倫理調査請求書（様式第5号）に、政治倫理調査請求署名簿（様式第6号）及び政治倫理基準等に違反する疑いのある事実を証する資料を添えて行うものとする。 [2・3 略] (調査請求要件の審査) 第6条 議長は、条例第8条の規定により市民から調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民が選挙人名簿に

改 正 前	改 正 後
登録されたものであるかどうかの確認を求めるものとする。 [2 ・ 3 略] 4 議長は、第2項の規定により調査請求を却下したときは、請求代表者に、政治倫理調査請求却下通知書（<u>様式第5号</u>）により通知するものとする。 （付託通知） <u>第5条</u> [略] （釈明機会の請求） <u>第6条</u> 審査の対象となった議員は、<u>条例第10条</u>の規定により、審査会に対して釈明の機会を求めるときは、釈明機会請求書（<u>様式第6号</u>）により行うものとする。 （調査及び審査結果の写しの送付） <u>第7条</u> [略] （調査及び審査結果の公表） <u>第8条</u> [略] （説明会の開催） <u>第9条</u> 議長は、<u>条例第12条第1項</u>の規定により説明会を開くときは、開催の日及び場所その他必要な事項を定め、市のホームページ等に掲載し広報に努めるものとする。 [2 ・ 3 略] （委任） <u>第10条</u> [略]	登録されたものであるかどうかの確認を求めるものとする。 [2 ・ 3 略] 4 議長は、第2項の規定により調査請求を却下したときは、請求代表者に、政治倫理調査請求却下通知書（<u>様式第7号</u>）により通知するものとする。 （付託通知） <u>第7条</u> [略] （釈明機会の請求） <u>第8条</u> 審査の対象となった議員は、<u>条例第12条</u>の規定により、審査会に対して釈明の機会を求めるときは、釈明機会請求書（<u>様式第8号</u>）により行うものとする。 （調査及び審査結果の写しの送付） <u>第9条</u> [略] （調査及び審査結果の公表） <u>第10条</u> [略] （説明会の開催） <u>第11条</u> 議長は、<u>条例第14条第1項</u>の規定により説明会を開くときは、開催の日及び場所その他必要な事項を定め、市のホームページ等に掲載し広報に努めるものとする。 [2 ・ 3 略] （委任） <u>第12条</u> [略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

様式第6号中「第6条」を「第8条」に、「第10条」を「第12条」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号中「第4条」を「第6条」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第4号中「第3条」を「第5条」に、「第6条」を「第8条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号中「第3条」を「第5条」に、「第6条」を「第8条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「第2条第2項」を「第4条第2項」に、「第5条第2項」を「第7条第2項」に改め、同様式を様式第4号とする。
様式第1号中「第2条第1項」を「第4条第1項」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式を様式第3号とする。
様式第3号の前に別紙の2様式を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

請負状況等報告書

宍粟市議会議長 様

届出者 住 所

氏 名

宍粟市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり報告をします。

受注者名	発注者名	契約 締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

（注）複数の請負等がある場合は、受注者毎に続けて記載すること。

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

訂正届

宍粟市議会議長 様

届出者 住 所

氏 名

宍粟市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由